

# 小作争議調査表

No. 90

(月報番號第一三六號)

(昭和十年六月分)

過 經	事 要 項 求	原 因	地 主 關 係 團 體	關 係 人 員	場 所	發 生 終 熄	種 類 面 積	關 係 團 體
地主小作人双方主張を固持し解決の程移り難い。以較若に在る別個に交渉方と雖も、 嚴重な交渉を怠り、在りて解決方を提示し、交渉及び方策了解するに怠り、土地争議を 件に依り解決す。	土地返還要求	地主は自作の目的を以て前記土地を購入し小作人に貸し土地返還を要求し、在り、小作人は 數十年來小作し、在り、地主は土地返還は生は、脅威を著す、故に五年 の経過し、交渉し、在り、地主は生は、全額を地主に理由と拒絶したるに因。	ナシ	地主 田中初平代 小作人 土原存一郎	三瀨郡久留田村大字田脇	昭和十年六月十二日 昭和十年六月十六日	田八畝二十五步	小作人 ナシ

財團協調會福岡出張所

備 考	結 果
	<p>小作人 佐々木綱吉 一五畝廿八步 計作料金十月</p> <p>十田紋治郎 九畝 計八月</p> <p>梶原藤太郎 一五八步 計三月</p>